



JASDAQ

2019年9月27日

各 位

会 社 名 株式会社文教堂グループホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 協 治
(J A S D A Q : コード番号 9 9 7 8)
問 い 合 せ 先 財務経理部長 小 林 友 幸
(T E L : 0 4 4 - 8 1 1 - 0 1 1 8)

**第三者割当による種類株式の発行、種類株式の株式併合及び内容変更、定款の一部変更、
資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ**

当社は、2019年9月27日開催の取締役会において、以下の各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社横浜銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社商工組合中央金庫、株式会社静岡銀行（以下総称して「本件引受金融機関」といい、以下個別に言及する場合には「株式会社」を省略します。）及び日本出版販売株式会社（以下「日販」といい、本件引受金融機関とあわせて「本件引受人」といいます。）との間で、引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、総額4,660百万円のK種類株式を発行すること（以下「本募集株式発行」といいます。）
- ② AないしJ種類株式について、株式併合を行わないとしているものを、株式併合を行えるように定款変更すること（以下「本定款変更①」といいます。）
- ③ AないしJ種類株式について、1,000株を1株とする株式併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）
- ④ AないしJ種類株式について、その株式の内容をK種類株式と同内容に変更すること（以下「本株式内容変更」といいます。）
- ⑤ 本募集株式発行、本株式併合及び本株式内容変更に係る定款の一部変更（以下「本定款変更②」といいます。）を行うこと
- ⑥ K種類株式の払込みを停止条件とし、当該払込みの日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）

I. 本募集株式発行について

1. 募集の概要

① 払込期間	2019年12月2日から同年12月27日まで ※上記にかかわらず、本件引受人との間では、2019年12月2日に払込みを行うことを予定しています。
② 発行新株式数	K種類株式 466株
③ 発行価額	1株につき10,000,000円
④ 調達資金の額	4,660,000,000円
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てる。 みずほ銀行 138株 三井住友銀行 100株 横浜銀行 97株 三井住友信託銀行 39株 商工組合中央金庫 27株 静岡銀行 15株 日本出版販売 50株
⑥ その他	詳細は別紙1(K種類株式発行要綱)をご参照ください。 本募集株式発行は、本定時株主総会において承認が得られることを条件としております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社グループは、1949年12月に創業して以来、書店、雑誌小売を中心として、書店チェーン「文教堂」等を展開して参りました。

しかしながら、ネット通販やデジタルコンテンツの普及により、書籍の市場規模は縮小傾向が続き、当社をとりまく事業環境は、厳しい状況が続いておりました。業界全体としても、書籍を含めた出版物の推定販売金額は1996年をピークに長期低落傾向にあり、1996年の推定販売金額が書籍約1兆1,000億円、雑誌約1兆5,000億円、合計約2兆6,000億円であったのに対して、2017年には書籍約7,000億円、雑誌約6,000億円、合計約1兆3,000億円にまで減少しております（公益社団法人全国出版協会「出版指標年報（2019年度版）」3頁）。

当社としては、店舗リニューアル等の販売強化策やアニメ事業の展開等、一定の経営改善策を実行して参りましたが、十分な資金を充てられない状況であったことから結果として場当たりの施策となってしまったものが多かったため、十分な効果は出ず、2013年8月期以降は、2017年8月期

には返品率を抑えることで取次からのインセンティブにより黒字化できたものの、当該期を除いて赤字が続き、2018年8月期には約230百万円の債務超過に陥りました。また、これを受けて、東京証券取引所より、上場廃止に係る猶予期間入りの指定を受けました。

当社としては、上場廃止に係る猶予期間入りの指定を受け、債務超過を解消すべく、エリアマネージャー制度の導入により本部・店舗間の意思疎通の改善を図る、退店基準の明確化により不採算店舗からの撤退を行うなどの経営改善策を実施して参りました。

しかしながら、上記取組みだけでは、2019年8月末までに債務超過を解消することは困難であると判断したことから、当社及び株式会社文教堂は、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善のため、2019年6月28日に、事業再生ADR手続の正式申込みを行い、同申し込みは、同日付で受理されました。

なお、当社の2019年8月期第3四半期累計期間の概要として、当社は、事業構造改革によるスクラップアンドビルドとして、売上が好調な文具売場の拡大などによる店舗リニューアルを進める一方、20店舗の不採算店舗の閉店を行い、また、組織体系の変更により店舗運営体制を見直し、売上の拡大及び収益力の向上に努めてまいりました。これらの結果、一店舗当たりの売上高の向上等が見られ、売上高は19,007百万円、営業損失は351百万円、経常損失は428百万円となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純損失は、当社グループが保有する土地・建物の売却益23百万円及び店舗の休業等による受取補償金24百万円を特別利益として計上した一方、スクラップアンドビルドにかかる固定資産除却損57百万円及び閉店予定店舗についての減損損失53百万円を特別損失として計上したことにより513百万円となり、債務超過の金額は735百万円に増加しております。

前述のとおり、当社は、2018年8月末において、東京証券取引所が定める上場廃止基準に該当し、上場廃止の猶予期間に入っており、2019年8月末において債務超過の状態が解消されない限り、原則として上場廃止となりますが、有価証券上場規程及びその関連規程の定めにより、2020年8月末までに債務超過を解消する再生計画を策定し、当該再生計画が事業再生ADR手続において成立した場合には、2019年8月期に係る決算短信の公表までに、上記規程に定める所定の手続きを経て、さらに1年間、猶予期間の延長が認められ、同再生計画の実行による債務超過の解消をもって、上場が維持されることとなります。

そのため、当社としては、上記条件を満たす再生計画を策定のうえ、お取引金融機関様の同意を求め、同再生計画を実現することにより、上場維持を図っていくものとし、上記条件を満たす再生計画を策定のうえ、2019年9月6日付第2回債権者会議（続会）においてお取引金融機関様にご提示を

し、本日付第 3 回債権者会議においてすべてのお取引金融機関様から同意をいただき、当該事業再生計画は無事成立いたしました。また、本日、東京証券取引所に対して、上記規程に定める手続きを申請しており、東京証券取引所において適当と認める再建計画と認められた場合には、2020 年 8 月末まで上場廃止の猶予期間の延長が認められ、同再生計画の実行による債務超過の解消をもって、上場が維持されることとなります。

事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の策定にあたっては、当社の置かれた厳しい経営状態から脱却し、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図り、当社事業の再生を実現すべく、お取引金融機関様から金融支援にご同意いただくこと及びスポンサーから確実な資本性資金の提供や事業面での各種支援をいただくことで、早期に財務体質を改善し、当社グループが抱える店舗の集客力不足、在庫の滞留、不明確な指揮・命令系統といった課題の早期かつ抜本的な解決を図ることが必要不可欠であるとの考えに至りました。

かかる考えのもと、当社は、3 社に対してフィナンシャル・アドバイザー業務の打診を行い、その中で最も当社の意向に合致した事業活性化アドバイザー株式会社（所在地：東京都千代田区内神田 1-2-7、代表者：久保伸介）をファイナンシャル・アドバイザーとして起用し、当社の事業再生に対するご支援及び当社に対する資本性資金を提供していただけるスポンサーを探索すべく、2018 年 10 月から 2019 年 7 月にかけて約 30 社の候補先に対して、支援の打診を行ってまいりましたが、日販を除き、ご関心を示して頂いた候補先はございませんでした。他方で、日販の提案は、当社事業を再生するという目的に合致する合理的な支援を内容としておりましたので、当社としては、日販をスポンサーとして選定するにいたしました。

そこで、当社は、本件引受金融機関によるご出資により財務体質の安定化を図ったうえで抜本的構造改革を断行するとともに、日販から調達する資金を店舗改装等の設備投資に充当することで、当社グループの安定的収益基盤の構築を目指すため、本募集株式発行を実施いたします。

(2) 本募集株式発行による資金調達を選択した理由

当社の 2019 年 8 月期第 3 四半期累計期間の概要として、当社は、事業構造改革によるスクラップアンドビルドとして、売上が好調な文具売場の拡大などによる店舗リニューアルを進める一方、20 店舗の不採算店舗の閉店を行い、また、組織体系の変更により店舗運営体制を見直しし、売上の拡大及び収益力の向上に努めてまいりました。これらの結果、一店舗当たりの売上高の向上等が見られ、売上高は 19,007 百万円、営業損失は 351 百万円、経常損失は 428 百万円となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純損失は、当社グループが保有する土地・建物の売却益 23 百万円及び店舗

の休業等による受取補償金 24 百万円を特別利益として計上した一方、スクラップアンドビルドにかかる固定資産除却損 57 百万円及び閉店予定店舗についての減損損失 53 百万円を特別損失として計上したことにより 513 百万円となり、債務超過の金額は 735 百万円に増加しております。

当社は、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、当社の財務状況や、2018 年 8 月期決算において約 230 百万円の債務超過となり上場廃止に係る猶予期間入りに指定されたことを踏まえると、財務体質の抜本的な改善のためには、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達ではなく、資本性の資金調達を行うことにより自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

また、前述のとおり、2018 年 8 月期決算において約 230 百万円の債務超過となり上場廃止に係る猶予期間入りに指定されていることに鑑みると、上場維持のためには債務超過の解消が必須であるところ、公募増資による普通株式の発行については、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。また、既存株主に対して、新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当（ライツオファリング）又は株式を割り当てる株主割当についても、株価動向等を踏まえた株主の皆様との判断により、新株予約権がすべて行使されるとは限らず、また、株主の皆様から株主割当に応じて頂けることも限らないため、同様に、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

これに対し、種類株式を用いた第三者割当増資は、必要金額の調達を確実に行うことが可能であり、また、その設計によっては、普通株式の第三者割当増資の方法と比べて、急激な希薄化や株主構成の変化を回避することも可能であることから、当社及び既存株主にとって最も有効な選択肢になり得ると考えました。また、本件引受人としても、急激な希薄化や株主構成の変化の回避を希望していたことから、普通株式ではなく種類株式を希望する意向でしたので、種類株式による第三者割当増資を行うことといたしました。

(3) K 種類株式の概要

① 剰余金の配当

ア 優先配当金

剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株式（A ないし K 種類株式を指し、以下総称して「種類株式」という。）を有

する株主（以下「種類株主」という。）又は種類株式の登録株式質権者（以下「種類登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、種類株式1株につき、種類株式1株の払込金額相当額（AないしJ種類株式については348,000円を、K種類株式については10,000,000円をいう。以下同じ。）に、年率0.1%を乗じて算出される金額（以下「優先配当金」という。）を支払う。

イ 累積条項

2019年9月1日以降に開始する事業年度において種類株主又は種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）については、普通株主又は普通登録株式質権者及び種類株主又は種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主又は種類登録株式質権者に支払う。

ウ 非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、アを超えて配当は行わない。

② 剰余財産の分配

ア 剰余財産の分配

剰余財産の分配をするときは、種類株主又は種類登録株式質権者に対し、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を分配日の属する事業年度の初日（同日含む。）から分配日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額を加算した額を支払う。

イ 非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、アのほか、剰余財産の分配は行わない。

③ 議決権

種類株主は、株主総会における議決権を有しない。

④ 株式の譲渡制限

種類株式を譲渡するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

ア 普通株式対価取得請求権

種類株主は、2020年7月1日以降いつでも、当社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるも

のとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式を取得するのと引換えに、種類株主が取得の請求をした種類株式の払込金額相当額の総額を、取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

イ 当初取得価額

取得価額は、当初 128 円とする。

⑥ 金銭を対価とする取得請求権

種類株主は、2030 年以降毎年 1 月 15 日（ただし、該当日が休日である場合には翌営業日）に、当社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を金銭対価取得請求がなされた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）の属する事業年度の初日（同日含む。）から金銭対価取得請求日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。

⑦ 金銭を対価とする取得条項

当社は、2029 年 9 月 1 日以降いつでも、取締役会の決議で定める取得日（以下「金銭対価取得日」という。）をもって、種類株主及び種類登録株式質権者の意思にかかわらず、種類株式の全部又は一部を、種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から金銭対価取得日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満は切り捨てる。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。

その他、K 種類株式の詳細につきましては、別紙 1（K 種類株式発行要綱）をご参照ください。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	4,660 百万円
② 発行諸費用の概算額	20 百万円
③ 差引手取概算額	4,640 百万円

※発行諸費用の概算額の主な内訳は、株価算定費用約 3 百万円、登録免許税約 16 百万円、登記関連費用約 1 百万円です。

※上記発行諸費用には含まれておりませんが、本募集株式発行に係る業務を含めた本件

事業再生業務全般について、事業活性化アドバイザー株式会社との間で、アドバイザー契約（総額 50 百万円）を締結しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

手取金の具体的な使途は、下表のとおりです。

具体的な使途	金額	支出予定時期
①みずほ銀行からの当社及び当社子会社の借入金の弁済	1,380 百万円	2019 年 12 月
②三井住友銀行からの当社子会社の借入金の弁済	1,000 百万円	2019 年 12 月
③横浜銀行からの当社子会社の借入金の弁済	970 百万円	2019 年 12 月
④三井住友信託銀行からの当社子会社の借入金の弁済	390 百万円	2019 年 12 月
⑤商工組合中央金庫からの当社子会社の借入金の弁済	270 百万円	2019 年 12 月
⑥静岡銀行からの当社子会社の借入金の弁済	150 百万円	2019 年 12 月
⑦店舗改装等に係る設備投資	500 百万円	2020 年 8 月期～ 2023 年 8 月期

(注 1) 上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(1) 調達する資金の額」に記載のとおり発行諸費用の概算額として 20 百万円を要する見込みですが、当該発行諸費用は手元現預金から支出いたしますので、払込金額の総額 4,660 百万円の使途及び金額は上表のとおりとなります。

(注 2) ①～⑥の資金については、本募集株式発行に係る払込み後直ちに借入金の弁済に充てることから、手許資金の増加はありません。

(注 3) ⑦の資金については、実際に支出するまで、銀行口座にて管理いたします。

(注 4) ①～⑥に係る借入金の概要は下表のとおりです（2019 年 9 月 27 日現在）。なお、借入金の残債務については、返済条件を変更のうえ、返済する予定です。

借入先	株式会社みずほ銀行
借入実行日	2013 年 9 月 30 日～2018 年 2 月 28 日
借入れ期間	5 年
当初借入金額	8,600 百万円
借入残額	3,471 百万円
利率	日本円 TIBOR3 ヶ月もの+1.5%他
担保	土地・建物、差入保証金、施設利用権
資金使途	長期運転資金

借入先	株式会社三井住友銀行
借入実行日	2013年9月30日～2018年2月28日
借入れ期間	5年
当初借入金額	3,100百万円
借入残額	2,137百万円
利率	日本円 TIBOR3ヶ月もの+1.5%他
担保	土地・建物、差入保証金
資金使途	長期運転資金

借入先	株式会社横浜銀行
借入実行日	2013年9月27日～2018年2月28日
借入れ期間	5年
当初借入金額	3,720百万円
借入残額	2,046百万円
利率	日本円 TIBOR3ヶ月もの+1.5%他
担保	土地・建物
資金使途	長期運転資金

借入先	三井住友信託銀行株式会社
借入実行日	2014年1月31日～2018年8月31日
借入れ期間	5年
当初借入金額	1,929百万円
借入残額	1,069百万円
利率	0.361%～1.475%
担保	土地・建物、差入保証金
資金使途	長期運転資金

借入先	株式会社商工組合中央金庫
借入実行日	2013年9月24日～2018年4月27日
借入れ期間	5～7年
当初借入金額	1,450百万円
借入残額	853百万円
利率	1.050%～1.710%
担保	土地・建物
資金使途	長期運転資金

借入先	株式会社静岡銀行
借入実行日	2014年11月28日～2018年2月28日
借入れ期間	5年
当初借入金額	1,120百万円
借入残額	337百万円
利率	日本円 TIBOR3ヶ月もの+1.5%他
担保	土地・建物、差入保証金
資金使途	長期運転資金

(注5) ⑦の店舗改装等に係る設備投資の内訳は下表のとおりです(単位:百万円)。出資金額500百万円から下表記載の合計371.4百万円を控除した残額128.6百万円については、2023年8月末までに店舗改装等に係る設備投資のために支出する予定ですが、現時点で時期は未定です。支出時期が決定したら速やかにお知らせいたします

	2020年 8月期	2021年 8月期	2022年 8月期	2023年 8月期
店舗改装	115.6	31.4	—	—
文具売場増床	23.0	—	—	—
CD・DVD売場変更	48.5	—	—	—
リニューアル改装	13.0	—	—	—
賃貸物件外装工事	20.0	—	—	—
内装等その他	65.9	11.9	38.3	3.3
合計	286.0	43.3	38.3	3.3

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本募集株式発行のうち、本件引受金融機関より調達する資金については、各引受金融機関から当社及び当社子会社が借り入れている有利子負債4,160百万円の弁済のための資金として使用することで、当社の財務体質の安定化に資することから、資金使途は合理性があるものと判断しております。

また、本募集株式発行のうち、日販より調達する資金については、店舗改装等に係る設備投資のための資金として使用することで、当社グループの競争力を維持・強化するために必要不可欠であることから、資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本募集株式発行の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)に対してK種類株式の価値分析を依

頼したうえで、プルータスより、K 種類株式の算定報告書を取得しております。プルータスは、一定の前提のもと、モンテカルロ・シミュレーションを用いて K 種類株式の価値分析を実施しており、その価値分析の結果は以下のとおりです。

① K 種類株式の価値分析結果

1 株当たり 11,000,000 円～14,700,000 円

② 採用数値の概要

取得価額 128 円/株

満期までの期間 10 年間

株価 ①166 円/株 (希釈化考慮後株価)

②265 円/株 (2019 年 9 月 26 日の東京証券取引所における終値)

株価変動性 46.96%

配当利回り 0%

無リスク利率 -0.237%

当社は、本募集株式発行の発行条件は、当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮したうえで、再三にわたる本件引受人との協議・交渉を通じて決定されていること、当該発行条件でなければ本募集株式発行が実施されず、ひいては債務超過の解消ができずに上場廃止となってしまうことを総合的に勘案すると、K 種類株式の払込金額には合理性が認められると考えております。

しかしながら、プルータスによる上記価値分析結果、及び、K 種類株式に付される普通株式を対価とする取得請求権の行使の際の当初取得価額が 128 円であるところ、直前営業日である 2019 年 9 月 26 日現在の終値 265 円に対して 48.30% (ディスカウント率 51.70%)、1 か月平均 247 円に対して 51.81% (ディスカウント率 48.19%)、3 か月平均 216 円に対して 59.38% (ディスカウント率 40.62%)、6 か月平均 222 円に対して 57.75% (ディスカウント率 42.25%) となり、普通株式の株価と比べて低額であることを踏まえると、会社法上、K 種類株式の払込金額が本件引受人に特に有利な金額であると判断せざるを得ないと考えております。しかし、当社の置かれた厳しい経営状態から脱却し、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図り、当社事業の再生を実現するためには、有利発行に該当するとしても本募集株式発行を実施することが必要不可欠であると判断したため、本定時株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として本募集株式発行を行うことといたしました。

なお、払込金額の算定根拠及びその具体的内容については、当社監査役 4 名全員より、本募集株式発行の発行条件は、当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮したうえで、再三にわたる割当先との協議・交渉を通じて決定されていること、当該発行条件でなければ本募集株式発行が実施されず、ひいては債務超過の解消ができずに上場廃止となってしまうことからすると、合理性が

認められる旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、K 種類株式を 466 株発行することにより、総額 4,660 百万円を調達いたしますが、本募集株式発行を当該規模で実施しなければ上場維持ひいては当社の再建が図れないこと、上述した本募集株式発行の目的及び資金使途が合理性を有していること、及び以下に述べる既存株主の皆様が生じる希薄化を考慮したとしても本募集株式発行は当社の再建ひいては既存株主の皆様の利益にも資することに照らしますと、本募集株式発行の発行数量も合理的であると判断しております。

また、K 種類株式及び本株式内容変更後の A ないし J 種類株式については、株主総会における議決権はありませんが、普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。K 種類株式及び本株式内容変更後の A ないし J 種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、K 種類株式について最大で 364,062 個の議決権を有する普通株式が、本株式内容変更後の A ないし J 種類株式について最大で 54,701 個の議決権を有する普通株式が、両者あわせて最大で 418,763 個の議決権を有する普通株式が交付されることになり、2019 年 8 月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 139,750 個に対する割合は約 299.65%となります。なお、既存の A ないし J 種類株式は当社グループが資金支援を受けるために発行された種類株式であり、A ないし J の 10 種類に分かれているのは金銭を対価とする取得請求権の行使期間が異なるためです。本株式内容変更後の A ないし J 種類株式の内容は、K 種類株式と同内容となります。

このように、K 種類株式及び本株式内容変更後の A ないし J 種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、①本募集株式発行は、当社の財務体質の安定化を図るものであること、②本件引受金融機関には、事業再生 ADR 手続において、事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時までの借入金元本の返済の一時停止に応じていただいていることに加えて、本募集株式発行を含む金融支援を内容とする事業再生計画案についてご同意いただいていること、③日販には、店舗改装等の設備投資費用に充てるために、ニューマネーとして 500 百万円を出資して頂くこと、④A ないし J 種類株式の株主には既存優先株式である A ないし J 種類株式の内容を K 種類株式と同内容に変更して頂くこと（なお、口頭においてご承諾頂いております。）、⑤各種類株主は種類株式を中期的に保有する方針であり、普通株式を対価とする取得請求権の行使については、株価への影響を考慮し、小規模に行われる見込みであることから、このような当社事業の再生を実現するためにご負担いただく内容を踏まえて

も、本件募集株式発行及び本株式内容変更による既存株主の皆様が生じうる希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

なお、発行数量及び株式の希薄化の規模については、当社監査役4名全員より、上記①ないし⑤の事情を踏まえると、本募集株式発行により既存株主に生じうる希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではなく、相当性の範囲を逸脱するものではない旨の意見をいただいております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名称	株式会社みずほ銀行		
② 本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		
③ 代表者の役職・氏名	取締役頭取 藤原 弘治		
④ 事業内容	銀行業		
⑤ 資本金	1,404,065 百万円		
⑥ 設立年月日	1923 年 5 月 7 日		
⑦ 発行済株式数	19,911,223 株		
⑧ 決算期	3 月 31 日		
⑨ 従業員数	29,991 人		
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人		
⑪ 大株主及び議決権比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%		
⑫ 当時会社間の関係			
資本関係	当社普通株式 23,400 株を保有しております(2019 年 8 月 31 日時点)。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社グループに対して、3,471 百万円の融資を行っております。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑬ 最近3年間の財政状態及び経営成績			
	2017 年 3 月期	2018 年 3 月期	2019 年 3 月期
連結純資産	8,281,707 百万円	8,664,467 百万円	8,008,073 百万円
連結総資産	170,400,577 百万円	171,298,240 百万円	179,083,191 百万円
1 株当たり 純資産	472,337.25 円	495,940.60 円	472,439.09 円
連結経常収益	2,580,331 百万円	2,862,291 百万円	3,149,026 百万円
連結経常利益	583,565 百万円	647,076 百万円	426,726 百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	408,511 百万円	485,102 百万円	△29,838 百万円

1株当たり 当期純利益	25,292.35円	30,034.39円	△1,847.38円
1株当たり 配当金	普通株式 12,676円 第二回第四種優先株式 42,000円 第八回第八種優先株式 47,600円 第十一回第十三種優先株式 16,000円	普通株式 15,018円 第二回第四種優先株式 42,000円 第八回第八種優先株式 47,600円 第十一回第十三種優先株式 16,000円	普通株式 0円 第二回第四種優先株式 42,000円 第八回第八種優先株式 47,600円 第十一回第十三種優先株式 16,000円

株式会社みずほ銀行は東京証券取引所市場第一部に上場している株式会社みずほフィナンシャルグループが議決権の100%を保有する国内金融機関であること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること、及び株式会社企業サービス（所在地：、大阪市北区西天満1-10-16、代表者：吉本哲雄）（以下「企業サービス」といいます。）による調査結果を検討した結果、同社、同社の役員、又は主要株主及び同社の子会社、又は子会社の役員が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）ではなく、また同社は特定団体等とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が特定団体等と関係ないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出済みです。

① 名称	株式会社三井住友銀行
② 本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
③ 代表者の役職・氏名	頭取 高島 誠
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	1,770,996百万円
⑥ 設立年月日	1996年6月6日
⑦ 発行済株式数	106,318,401株
⑧ 決算期	3月31日
⑨ 従業員数	28,482人
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人
⑪ 大株主及び議決権比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%
⑫ 当時会社間の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループに対して、2,477百万円の融資を行っております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑬ 最近 3 年間の財政状態及び経営成績			
	2017 年 3 月期	2018 年 3 月期	2019 年 3 月期
連結純資産	8,908,192 百万円	9,090,403 百万円	8,986,749 百万円
連結総資産	180,946,664 百万円	182,727,495 百万円	190,690,293 百万円
1 株当たり 純資産	75,372.99 円	80,331.61 円	81,936.56 円
連結経常収益	3,014,455 百万円	3,117,087 百万円	3,369,898 百万円
連結経常利益	829,419 百万円	932,733 百万円	894,501 百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	543,199 百万円	627,582 百万円	617,493 百万円
1 株当たり 当期純利益	5,112.54 円	5,906.75 円	5,811.79 円
1 株当たり 配当金	普通株式 2,093 円	普通株式 2,999 円	普通株式 3,284 円

株式会社三井住友銀行は東京証券取引所市場第一部に上場している株式会社三井住友フィナンシャルグループが議決権の 100%を保有する国内金融機関であること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること、及び企業サービスによる調査結果を検討した結果、同社、同社の役員、又は主要株主及び同社の子会社、又は子会社の役員が、特定団体等ではなく、また同社は特定団体等とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が特定団体等と関係ないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出済みです。

① 名称	株式会社横浜銀行
② 本店の所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい 3 丁目 1 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役頭取 大矢 恭好
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	215,628 百万円
⑥ 設立年月日	1920 年 12 月 16 日
⑦ 発行済株式数	1,204,576,748 株
⑧ 決算期	3 月 31 日
⑨ 従業員数	4,622 人
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人
⑪ 大株主及び議決権比率	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 100%
⑫ 当時会社間関係	
資本関係	当社普通株式を 146,000 株保有しております (2019 年 8 月 31 日時点)。

	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社グループに対して、2,046百万円の融資を行っております。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑬ 最近3年間の財政状態及び経営成績			
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
連結純資産	965,234百万円	1,002,037百万円	1,005,483百万円
連結総資産	16,491,767百万円	16,442,452百万円	16,870,178百万円
1株当たり純資産	797.34円	827.58円	830.52円
連結経常収益	292,545百万円	288,759百万円	273,086百万円
連結経常利益	92,313百万円	90,887百万円	79,339百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	63,381百万円	61,806百万円	53,699百万円
1株当たり当期純利益	52.62円	51.31円	44.58円
1株当たり配当金	普通株式 54.89円	普通株式 27.20円	普通株式 26.09円

株式会社横浜銀行は東京証券取引所市場第一部に上場している株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループが議決権の100%を保有する国内金融機関であること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること、及び企業サービスによる調査結果を検討した結果、同社、同社の役員、又は主要株主及び同社の子会社、又は子会社の役員が、特定団体等ではなく、また同社は特定団体等とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が特定団体等と関係ないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出済みです。

① 名称	三井住友信託銀行株式会社
② 本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 橋本 勝
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	342,037百万円
⑥ 設立年月日	1925年7月28日
⑦ 発行済株式数	1,674,537,008株
⑧ 決算期	3月31日
⑨ 従業員数	13,496人
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人

⑪ 大株主及び議決権比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 100%		
⑫ 当時会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社グループに対して、1,069百万円の融資を行っております。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑬ 最近3年間の財政状態及び経営成績			
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
連結純資産	2,633,005百万円	2,717,588百万円	2,499,879百万円
連結総資産	52,540,547百万円	54,810,805百万円	56,941,609百万円
1株当たり 純資産	1,457.73円	1,537.23円	1,472.33円
連結経常収益	1,244,658百万円	1,333,477百万円	1,450,257百万円
連結経常利益	177,667百万円	226,345百万円	251,344百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	113,141百万円	155,875百万円	161,545百万円
1株当たり 当期純利益	67.56円	93.08円	96.47円
1株当たり 配当金	普通株式 53.99円	普通株式 67.16円	普通株式 96.05円

三井住友信託銀行株式会社は東京証券取引所市場第一部に上場している三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が議決権の100%を保有する国内金融機関であること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること、及び企業サービスによる調査結果を検討した結果、同社、同社の役員、又は主要株主及び同社の子会社、又は子会社の役員が、特定団体等ではなく、また同社は特定団体等とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が特定団体等と関係ないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出済みです。

① 名称	株式会社商工組合中央金庫
② 本店の所在地	東京都中央区八重洲二丁目10番17号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 関根 正裕
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	218,653百万円
⑥ 設立年月日	1936年10月8日
⑦ 発行済株式数	2,186,531,448株

⑧ 決算期	3月31日		
⑨ 従業員数	3,798人		
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人		
⑪ 大株主及び議決権比率	財務大臣 46.68% 中部交通共済協同組合 0.37% 関東交通共済協同組合 0.30% 株式会社珈栄舎 0.27% 東銀リース株式会社 0.24% 東京木材問屋協同組合 0.22% 大阪船場繊維卸商団地協同組合 0.22% 北央信用組合 0.21% 協同組合小山教育産業グループ 0.19% 共立信用組合 0.17%		
⑫ 当時会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社グループに対して、853百万円の融資を行っております。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑬ 最近3年間の財政状態及び経営成績			
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
連結純資産	935,318百万円	972,384百万円	964,082百万円
連結総資産	12,845,033百万円	11,957,351百万円	11,818,536百万円
1株当たり 純資産	174.92円	191.95円	195.04円
連結経常収益	195,376百万円	204,707百万円	181,244百万円
連結経常利益	50,876百万円	58,499百万円	32,199百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	32,442百万円	37,339百万円	15,430百万円
1株当たり 当期純利益	14.90円	17.15円	7.08円
1株当たり 配当金	民間保有株式 3.00円 政府保有株式 1.00円	民間保有株式 3.00円 政府保有株式 1.00円	民間保有株式 3.00円 政府保有株式 1.00円

株式会社商工組合中央金庫は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること、及び企業サービスによる調査結果を検討した結果、同社、同社の役員、又は主要株主及び同

社の子会社、又は子会社の役員が、特定団体等ではなく、また同社は特定団体等とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が特定団体等と関係ないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出済みです。

① 名称	株式会社静岡銀行		
② 本店の所在地	静岡市葵区呉服町 1 丁目 10 番地		
③ 代表者の役職・氏名	取締役頭取 柴田 久		
④ 事業内容	銀行業		
⑤ 資本金	90,845 百万円		
⑥ 設立年月日	1943 年 3 月 1 日		
⑦ 発行済株式数	615,129,069 株		
⑧ 決算期	3 月 31 日		
⑨ 従業員数	2,697 人		
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人		
⑪ 大株主及び議決権比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 7.63% 日本生命保険相互会社 5.09% 明治安田生命保険相互会社 4.98% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 4.71% 住友生命保険相互会社 2.23% 株式会社三菱UFJ銀行 2.03% 東京海上日動火災保険株式会社 1.98% 第一生命保険株式会社 1.97% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） 1.66% 第一三共株式会社 1.60%		
⑫ 当時会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社グループに対して、337 百万円の融資を行っております。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑬ 最近 3 年間の財政状態及び経営成績			
	2017 年 3 月期	2018 年 3 月期	2019 年 3 月期
連結純資産	934,719 百万円	992,808 百万円	1,016,815 百万円
連結総資産	11,054,783 百万円	11,532,724 百万円	11,854,771 百万円

1株当たり 純資産	1,545.57円	1,668.95円	1,738.53円
連結経常収益	249,804百万円	224,091百万円	235,736百万円
連結経常利益	47,055百万円	65,839百万円	63,379百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	29,276百万円	50,130百万円	46,874百万円
1株当たり 当期純利益	47.98円	83.71円	79.31円
1株当たり 配当金	普通株式 22円	普通株式 21円	普通株式 20円

株式会社静岡銀行は東京証券取引所第一部に上場していること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であること、及び同社が東京証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日：2019年6月17日）の「IV 内部統制システム等に関する事項」を検討した結果、同社、同社の役員、又は主要株主及び同社の子会社、又は子会社の役員が、特定団体等ではなく、また同社は特定団体等とは何ら関係を有していないものと判断しております。

① 名称	日本出版販売株式会社
② 本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平林 彰
④ 事業内容	出版物当販売事業、不動産事業、コンテンツ事業、その他事業
⑤ 資本金	3,000百万円
⑥ 設立年月日	1949年9月10日
⑦ 発行済株式数	60,000,000株
⑧ 決算期	3月31日
⑨ 従業員数	1,345人
⑩ 主要取引先	講談社、小学館、集英社、KADOKAWA、新潮社、学研プラス、文藝春秋、光文社、宝島社、ポニーキャニオン、東宝、紀伊國屋書店、有隣堂、丸善、文教堂、三省堂書店、宮脇書店、未来屋書店、ローソン、ファミリーマート、TSUTAYA
⑪ 主要取引行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行他
⑫ 大株主及び議決権比率	株式会社講談社 6.33% 株式会社小学館 6.27% 日販従業員持株会 3.56%

	株式会社光文社 2.95%		
	株式会社文藝春秋 2.40%		
	株式会社秋田書店 2.35%		
	株式会社三井住友銀行 2.23%		
	株式会社KADOKAWA 2.13%		
	株式会社TSUTAYA 1.97%		
	株式会社旺文社 1.91%		
⑬ 当時会社間の関係			
資本関係	当社普通株式を 3,930,000 株保有しております (2019年 8 月 31 日時点)。		
人的関係	役員 1 名、従業員 5 名の派遣を受けております。		
取引関係	2019 年 8 月期において年間 11,860 百万円の取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑭ 最近 3 年間の財政状態及び経営成績			
	2017 年 3 月期	2018 年 3 月期	2019 年 3 月期
連結純資産	56,331 百万円	56,429 百万円	55,525 百万円
連結総資産	295,906 百万円	302,074 百万円	291,562 百万円
1 株当たり 純資産	901.13 円	932.02 円	917.57 円
連結売上高	624,422 百万円	579,094 百万円	545,761 百万円
連結経常利益	2,409 百万円	2,550 百万円	1,084 百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	412 百万円	721 百万円	△209 百万円
1 株当たり 当期純利益	7.21 円	12.78 円	△3.80 円
1 株当たり 配当金	普通株式 6 円	普通株式 6 円	普通株式 6 円

企業サービスによる調査結果を検討した結果、同社、同社の役員、又は主要株主及び同社の子会社、又は子会社の役員が、特定団体等ではなく、また同社は特定団体等とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が特定団体等と関係ないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出済みです。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先を選定した理由については、上記「2. 募集の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先における K 種類株式の保有方針及び A ないし J 種類株主における本株式内容変更後の A ないし J 種類株式の保有方針は、以下のとおりです。

みずほ銀行 : 中期的に保有する方針であり、普通株式を対価とする取得請求権の行使については、株価への影響を考慮し、小規模に行う予定である。

三井住友銀行 : 同上

横浜銀行 : 同上

三井住友信託銀行 : 同上

商工組合中央金庫 : 同上

静岡銀行 : 同上

日販 : 同上

トーハン : 同上

なお、譲渡による K 種類株式の取得については、当社取締役会の承認を要します。

また、当社は本件引受人が払込期日から 2 年間に於いて、割当株式である K 種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、本件引受人から払込期日までに確約書を得る予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本件引受人からは払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を口頭にて得ており、さらに 2019 年 3 月末日時点における財務諸表を確認し、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

本募集株式発行前 (2019 年 8 月 31 日現在)		本募集株式発行後	
日本出版販売株式会社	28.06%	株式会社みずほ銀行	19.34%
大日本印刷株式会社	23.68%	日本出版販売株式会社	14.03%
株式会社文芸社	1.50%	株式会社三井住友銀行	13.99%
株式会社講談社	1.19%	株式会社横浜銀行	13.83%
株式会社横浜銀行	1.04%	株式会社トーハン	9.79%

フジディア有限会社	0.85%	大日本印刷株式会社	5.94%
株式会社学研ホールディングス	0.82%	三井住友信託銀行株式会社	5.46%
文教堂従業員持株会	0.81%	株式会社商工組合中央金庫	3.78%
嶋崎彌榮子	0.71%	株式会社静岡銀行	2.10%

※上表における本募集株式発行前の持株比率は、2019年8月31日現在の株主名簿に基づき、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

※上表には自己株式は含まれておりませんが、当社が実質的に保有している自己株式が27,913株あります。

※上表における本募集株式発行後の持株比率は、K種類株式及び本株式内容変更後のAないしJ種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権がすべて行使されたと仮定した場合に交付される普通株式数（潜在株式数）を含めて計算しております。各種類株主の保有方針は上記「6. 割当予定先の選定理由等」「(3) 割当予定先の保有方針」をご参照ください。

(2) A種類株式

本募集株式発行前（2019年8月31日現在）	本募集株式発行後
株式会社トーハン 100%	同左

(3) B種類株式

本募集株式発行前（2019年8月31日現在）	本募集株式発行後
株式会社トーハン 100%	同左

(4) C種類株式

本募集株式発行前（2019年8月31日現在）	本募集株式発行後
株式会社トーハン 100%	同左

(5) D種類株式

本募集株式発行前（2019年8月31日現在）	本募集株式発行後
株式会社トーハン 100%	同左

(6) E種類株式

本募集株式発行前（2019年8月31日現在）	本募集株式発行後
株式会社トーハン 100%	同左

(7) F種類株式

本募集株式発行前（2019年8月31日現在）	本募集株式発行後
株式会社トーハン 100%	同左

(8) G 種類株式

本募集株式発行前 (2019年8月31日現在)	本募集株式発行後
株式会社トーハン 100%	同左

(9) H 種類株式

本募集株式発行前 (2019年8月31日現在)	本募集株式発行後
株式会社トーハン 100%	同左

(10) I 種類株式

本募集株式発行前 (2019年8月31日現在)	本募集株式発行後
株式会社トーハン 100%	同左

(11) J 種類株式

本募集株式発行前 (2019年8月31日現在)	本募集株式発行後
株式会社トーハン 100%	同左

(12) K 種類株式

本募集株式発行前 (2019年8月31日現在)	本募集株式発行後
(該当なし)	みずほ銀行 29.61%
	三井住友銀行 21.46%
	横浜銀行 20.82%
	三井住友信託銀行 8.37%
	商工組合中央金庫 5.79%
	静岡銀行 3.22%
	日販 10.73%

8. 今後の見通し

本募集株式の発行により、当社の財務体質の安定化を図ります。

なお、今後の見通しにつきましては、当社が本日別途発表しております「事業再生計画の東京証券取引所への提出について」をご参照ください。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本募集株式の発行は、希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条第 2 号に定める株主の意思確認手続として、本定時株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2016年8月期	2017年8月期	2018年8月期
売上高	32,216,476千円	29,978,331千円	27,338,267千円
経常利益	△72,502千円	128,228千円	△589,901千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△331,968千円	24,479千円	△591,437千円
1株当たり当期純利益	△24.13円	1.45円	△42.62円
1株当たり配当金	0.00円	0.00円	0.00円
1株当たり純資産	△26.86円	△25.03円	△71.33円

(2) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2017年8月期	2018年8月期	2019年8月期
始値	512円	560円	374円
高値	631円	584円	412円
安値	306円	310円	130円
終値	563円	376円	205円

② 最近6か月間の状況

(2019年)	4月	5月	6月	7月	8月	9月 (26日現在)
始値	240円	248円	200円	207円	202円	206円
高値	307円	251円	225円	220円	209円	311円
安値	232円	193円	193円	194円	196円	206円
終値	248円	203円	207円	199円	205円	265円

③ 発行決議日前営業日における株価

	2019年9月26日
始値	265円
高値	267円
安値	259円
終値	265円

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

1 1. 発行要綱

別紙 1 (K 種類株式発行要綱) をご参照ください。

1 2. 発行日程

2019年9月27日	本募集株式発行に係る取締役会決議 有価証券届出書の提出
2019年10月13日	有価証券届出書の効力発生
2019年11月27日	本定時株主総会
2019年12月2日～ 同月27日	払込期間 ※上記にかかわらず、本件引受人との間では、2019年12月2日に払込みを行うことを予定しています。

II. 本定款変更①について

1. 定款変更の目的

本株式併合を可能とするために、A ないし J 種類株式について、株式併合を行わないとしているものを、株式併合を行えるように定款変更するものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙 3（本定款変更①の内容）のとおりです。

3. 定款変更の日程

2019 年 9 月 27 日	本定款変更①に係る取締役会決議
2019 年 11 月 27 日	本定時株主総会 A ないし J 種類株主総会
2019 年 12 月 2 日	本定款変更①の効力発生日

III. 本株式併合について

1. 本株式併合の目的

株主及び当社の管理コストを低減させるため、本株式併合を行います。

2. 本株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

A ないし J 種類株式

(2) 併合比率

2019年12月2日をもって、同年8月31日現在の株主名簿に記録された所有株式数を基準に、1,000株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 本株式併合により減少する株式数

	本株式併合前の 発行済株式総数	本株式併合により 減少する株式数	本株式併合後の 発行済株式総数
A 種類株式	200,000 株	199,800 株	200 株
B 種類株式	200,000 株	199,800 株	200 株
C 種類株式	200,000 株	199,800 株	200 株
D 種類株式	200,000 株	199,800 株	200 株
E 種類株式	200,000 株	199,800 株	200 株
F 種類株式	200,000 株	199,800 株	200 株
G 種類株式	200,000 株	199,800 株	200 株
H 種類株式	200,000 株	199,800 株	200 株
I 種類株式	200,000 株	199,800 株	200 株
J 種類株式	212,000 株	211,788 株	212 株

(4) 本株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

	本株式併合前の 発行可能株式総数	本株式併合後の 発行可能株式総数
A 種類株式	300,000 株	800 株
B 種類株式	300,000 株	800 株
C 種類株式	300,000 株	800 株
D 種類株式	300,000 株	800 株
E 種類株式	300,000 株	800 株
F 種類株式	300,000 株	800 株
G 種類株式	300,000 株	800 株

H 種類株式	300,000 株	800 株
I 種類株式	300,000 株	800 株
J 種類株式	300,000 株	848 株

3. 本株式併合により減少する株主数

	本株式併合前の 株主数	本株式併合により 減少する株主数	本株式併合後の 株主数
A 種類株式	1 名	0 名	1 名
B 種類株式	1 名	0 名	1 名
C 種類株式	1 名	0 名	1 名
D 種類株式	1 名	0 名	1 名
E 種類株式	1 名	0 名	1 名
F 種類株式	1 名	0 名	1 名
G 種類株式	1 名	0 名	1 名
H 種類株式	1 名	0 名	1 名
I 種類株式	1 名	0 名	1 名
J 種類株式	1 名	0 名	1 名

4. 本株式併合の日程

2019 年 9 月 27 日	本株式併合に係る取締役会決議
2019 年 11 月 27 日	本定時株主総会 A ないし J 種類株主総会
2019 年 12 月 2 日	本株式併合の効力発生日

5. 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合においては、1 株未満の端数は生じません。

IV. 本株式内容変更（定款変更）について

1. 本株式内容変更（定款変更）の概要

対象株式	A 種類株式	200 株
	B 種類株式	200 株
	C 種類株式	200 株
	D 種類株式	200 株
	E 種類株式	200 株
	F 種類株式	200 株
	G 種類株式	200 株
	H 種類株式	200 株
	I 種類株式	200 株
	J 種類株式	212 株
本株式内容変更（定款変更）後の株式の内容	別紙 2（株式の内容）のとおり	
効力発生日	2019 年 12 月 2 日	

2. 本株式内容変更（定款変更）の目的及び理由

上記「I. 本募集株式発行について」に記載のとおり、当社は、本募集株式発行により、本件引受金融機関によるご出資により財務体質の安定化を図ったうえで抜本的構造改革を断行し、債務超過を解消することで上場維持を図るとともに、日販から調達する資金を店舗改装等の設備投資に充当することで、当社グループの安定的収益基盤の構築を目指します。

本募集株式発行は、普通株式でなく新たな種類の種類株式による第三者割当増資を行うものであるところ、当社においては既存の種類株式として A ないし J 種類株式が存在するため、本募集株式発行にあたってはこれら既存種類株式との調整が必要となります。この点について、本件引受人及び A ないし J 種類株主との間で、再三にわたり協議・交渉を行った結果、既存の A ないし J 種類株式の内容を、本募集株式により新たに発行する K 種類株式の内容と同内容とすることといたしました。

なお、本株式内容変更後の A ないし J 種類株式については、株主総会における議決権はありませんが、普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。その内容につきましては、上記「I. 本募集株式発行について」をご参照ください。

3. 本株式会社内容変更（定款変更）の日程

2019年9月27日	本株式会社内容変更（定款変更）に係る取締役会決議
2019年11月27日	本定時株主総会 A ないし J 種類株主総会
2019年12月2日	本株式会社内容変更（定款変更）の効力発生日

V. 本定款変更②について

1. 定款変更の目的

本募集株式発行に基づく K 種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として K 種類株式を追加して、K 種類株式に関する規定を新設し、また、本株式併合及び本株式内容変更に基づく A ないし J 種類株式の内容変更を行うとともに、K 種類株式及び A ないし J 種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙 4（本定款変更②の内容）のとおりです。

3. 定款変更の日程

2019年9月27日	本定款変更②に係る取締役会決議
2019年11月27日	本定時株主総会 A ないし J 種類株主総会
2019年12月2日	本定款変更②の効力発生日

VI. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

当社子会社を含めたグループ全体の業容や損益状態の現状を踏まえ、適切な税制や制度への適用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、後の機動的かつ効率的な運営を推進するための資本政策に備えるためであります。

なお、本資本金等の額の減少については、本募集株式発行の効力が生じることを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

2,330,000,000 円

(2) 減少すべき資本準備金の額

5,406,788,000 円

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき本資本金等の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程

2019年9月27日	本資本金等の額の減少に係る取締役会決議
2019年10月19日	債権者異議申述公告
2019年11月18日	債権者異議申述最終期日
2019年11月27日	本定時株主総会
2019年12月2日	本資本金等の減少の効力発生日

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以 上

別紙 1 (K 種類株式発行要綱)

1 株式の名称

株式会社文教堂グループホールディングス K 種類株式

2 募集株式の数

466 株

3 募集株式の払込金額

1 株につき 10,000,000 円

4 増加する資本金及び資本準備金

資本金 2,330,000,000 円 (1 株につき 5,000,000 円)

資本準備金 2,330,000,000 円 (1 株につき 5,000,000 円)

5 払込金額の総額

4,660,000,000 円

6 払込期間

2019 年 12 月 2 日から同年 12 月 27 日まで

7 発行方法

第三者割当の方法により、下表のとおり割り当てる。

みずほ銀行	138 株
三井住友銀行	100 株
横浜銀行	97 株
三井住友信託銀行	39 株
商工組合中央金庫	27 株
静岡銀行	15 株
日販	50 株
合計	466 株

8 株式の内容

以下のとおり

1 剰余金の配当

(1) 優先配当金

剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日（以下「**配当基準日**」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株式(AないしK種類株式を指し、以下総称して「**種類株式**」という。）を有する株主（以下「**種類株主**」という。）又は**種類株式**の登録株式質権者（以下「**種類登録株式質権者**」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「**普通株主**」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「**普通登録株式質権者**」という。）に先立ち、**種類株式** 1株につき、**種類株式** 1株の払込金額相当額(AないしJ種類株式については348,000円を、K種類株式については10,000,000円をいう。以下同じ。）に、年率0.1%を乗じて算出される金額（以下「**優先配当金**」という。）を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当をしたときは、その額を控除した額とする。なお、円位未満は切り捨てる。

(2) 累積条項

2019年9月1日以降に開始する事業年度において**種類株主**又は**種類登録株式質権者**に対し、**優先配当金**の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「**累積未払配当金**」という。）については、**普通株主**又は**普通登録株式質権者**及び**種類株主**又は**種類登録株式質権者**に対する剰余金の配当に先立ち、**種類株主**又は**種類登録株式質権者**に支払う。

(3) 非参加条項

種類株主又は**種類登録株式質権者**に対しては、(1)を超えて配当は行わない。

2 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、**種類株主**又は**種類登録株式質権者**に対し、**種類株式** 1株につき、払込金額相当額に、**累積未払配当金**相当額及び**優先配当金**の額を分配日の属する事業年度の初日（同日含む。）から分配日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額を加算した額を支払う。ただし、残余財産の分配が行われる日が**配当基準日**の翌日（同日含む。）から当該**配当基準日**を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該**配当基準日**を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして**累積未払配当金**相当額を計算する。

(2) 非参加条項

種類株主又は**種類登録株式質権者**に対しては、(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

3 議決権

種類株主は、株主総会における議決権を有しない。

4 株式の譲渡制限

種類株式を譲渡するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

5 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

種類株主は、2020年7月1日以降いつでも、当会社に対して、**種類株式**の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、**種類株主**が取得の請求をした**種類株式**を取得するのと引換えに、**種類株主**が取得の請求をした**種類株式**の払込金額相当額の総額を、取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、端数は切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初128円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。なお、円位未満は切り捨てる。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(c)に定める普通株式1株あたりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式により取得価額を調整する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場

合には、次の算式における「新たに発行する普通株式数」は「処分する当社が保有する普通株式数」、「当社が保有する普通株式数」は「処分前において当社が保有する普通株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} & \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株あたりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式数} \end{array}} \\ \text{調整後取得価額} = & \text{調整前取得価額} \times \end{aligned}$$

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下①ないし③のいずれかに該当する場合には、当社は**種類株主**又は**種類登録株式質権者**に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- ① 合併、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき
 - ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき
 - ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき
- (c) 取得価額の調整に際して使用する普通株式 1 株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する VWAP の平均値とする。

6 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求

種類株主は、2030 年以降毎年 1 月 15 日（ただし、該当日が休日である場合には翌営業日）に、当社に対して、**種類株式**の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「**金銭対価取得請求**」という。）ができるものとし、当社は、**種類株主**が取得の請求をした**種類株式** 1 株につき、払込金額相当額に、**累積未払配当金**相当額及び**優先配当金**の額を**金銭対価取得請求**がなされた日（以下「**金銭対価取得請求日**」という。）の属する事業年度の初日（同日含む。）から**金銭対価取得請求日**（同日含む。）までの日数で日割り計算した額を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、**金銭対価取得請求日**が**配当基準日**の翌日（同日含む。）から当該**配当基準日**を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該**配当基準日**を基準日とする剰余金の

配当は行われたいものとみなして**累積未払配当金**相当額を計算する。なお、円位未満は切り捨てる。

(2) 分配可能額が不足する場合の按分取得

金銭対価取得請求がなされた日における分配可能額が不足する場合には、取得すべき**種類株式**は、**金銭対価取得請求**がなされた**種類株式**の払込金額相当額の総額（**種類株式**ごとの発行済株式総数に払込金額相当額を乗じて得られる額をいう。以下同じ。）に応じて、按分比例の方法による。

7 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭対価取得条項

当社は、2029年9月1日以降いつでも、取締役会の決議で定める取得日（以下「**金銭対価取得日**」という。）をもって、**種類株主**及び**種類登録株式質権者**の意思にかかわらず、**種類株式**の全部又は一部を、**種類株式**1株につき、払込金額相当額に、**累積未払配当金**相当額及び**優先配当金**の額を取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から**金銭対価取得日**（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満は切り捨てる。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、**金銭対価取得日**が**配当基準日**の翌日（同日含む。）から当該**配当基準日**を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該**配当基準日**を基準日とする剰余金の配当は行われたいものとみなして**累積未払配当金**相当額を計算する。

(2) 取得する株式の決定方法等

本項に基づき**種類株式**の全部又は一部を取得するときは、当社は、AないしK**種類株式**のすべて種類の**種類株式**（当該種類の**種類株式**の発行済株式数から自己株式数を控除した数がゼロとなる種類の**種類株式**を除く。）を取得するものとする。ただし、ある種類の**種類株式**を有する**種類株主**の全員の同意を得た場合は、当社は、当該種類の**種類株式**を取得しないことができる。

(3) 一部取得の場合の取得する株式の決定方法等

種類株式の一部を取得するときは、取得する株式の決定方法は、各種の**種類株主**が保有する**種類株式**の払込金額相当額の総額に応じて、按分比例の方法による。

8 株式の併合又は分割、募集株式の割当を受ける権利等

(1) 当社は、**種類株式**について株式の併合又は分割を行わない。

(2) 当社は、**種類株主**に対して、株式の無償割当又は新株予約権の無償割当は行わない。

(3) 当社は、**種類株主**に対して、募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。

9 優先順位

- (1) 各種の**種類株式の優先配当金**、各種の**種類株式の累積未払配当金**相当額及び**普通株主又は普通登録株式質権者**に対する剰余金の配当の支払順位は、各種の**種類株式の累積未払配当金**相当額が第1順位（それらの間では同順位）、各種の**種類株式の優先配当金**が第2順位（それらの間では同順位）、**普通株主又は普通登録株式質権者**に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) 各種の**種類株式**及び普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、各種の**種類株式**に係る剰余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、普通株式に係る剰余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う。

別紙 2 (株式の内容)

1 剰余金の配当

(1) 優先配当金

剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日（以下「**配当基準日**」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株式(AないしK種類株式を指し、以下総称して「**種類株式**」という。）を有する株主（以下「**種類株主**」という。）又は**種類株式**の登録株式質権者（以下「**種類登録株式質権者**」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「**普通株主**」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「**普通登録株式質権者**」という。）に先立ち、**種類株式** 1株につき、**種類株式** 1株の払込金額相当額(AないしJ種類株式については348,000円を、K種類株式については10,000,000円をいう。以下同じ。）に、年率0.1%を乗じて算出される金額（以下「**優先配当金**」という。）を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当をしたときは、その額を控除した額とする。なお、円位未満は切り捨てる。

(2) 累積条項

2019年9月1日以降に開始する事業年度において**種類株主**又は**種類登録株式質権者**に対し、**優先配当金**の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「**累積未払配当金**」という。）については、**普通株主**又は**普通登録株式質権者**及び**種類株主**又は**種類登録株式質権者**に対する剰余金の配当に先立ち、**種類株主**又は**種類登録株式質権者**に支払う。

(3) 非参加条項

種類株主又は**種類登録株式質権者**に対しては、(1)を超えて配当は行わない。

2 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、**種類株主**又は**種類登録株式質権者**に対し、**種類株式** 1株につき、払込金額相当額に、**累積未払配当金**相当額及び**優先配当金**の額を分配日の属する事業年度の初日（同日含む。）から分配日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額を加算した額を支払う。ただし、残余財産の分配が行われる日が**配当基準日**の翌日（同日含む。）から当該**配当基準日**を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該**配当基準日**を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして**累積未払配当金**相当額を計算する。

(2) 非参加条項

種類株主又は**種類登録株式質権者**に対しては、(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

3 議決権

種類株主は、株主総会における議決権を有しない。

4 株式の譲渡制限

種類株式を譲渡するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

5 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

種類株主は、2020年7月1日以降いつでも、当会社に対して、**種類株式**の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、**種類株主**が取得の請求をした**種類株式**を取得するのと引換えに、**種類株主**が取得の請求をした**種類株式**の払込金額相当額の総額を、取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、端数は切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初128円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。なお、円位未満は切り捨てる。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(c)に定める普通株式1株あたりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式により取得価額を調整する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場

合には、次の算式における「新たに発行する普通株式数」は「処分する当社が保有する普通株式数」、「当社が保有する普通株式数」は「処分前において当社が保有する普通株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} & \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株あたりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式数} \end{array}} \\ \text{調整後取得価額} = & \text{調整前取得価額} \times \end{aligned}$$

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下①ないし③のいずれかに該当する場合には、当社は**種類株主**又は**種類登録株式質権者**に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- ① 合併、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき
 - ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき
 - ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき
- (c) 取得価額の調整に際して使用する普通株式 1 株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する VWAP の平均値とする。

6 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求

種類株主は、2030 年以降毎年 1 月 15 日（ただし、該当日が休日である場合には翌営業日）に、当社に対して、**種類株式**の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「**金銭対価取得請求**」という。）ができるものとし、当社は、**種類株主**が取得の請求をした**種類株式** 1 株につき、払込金額相当額に、**累積未払配当金**相当額及び**優先配当金**の額を**金銭対価取得請求**がなされた日（以下「**金銭対価取得請求日**」という。）の属する事業年度の初日（同日含む。）から**金銭対価取得請求日**（同日含む。）までの日数で日割り計算した額を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、**金銭対価取得請求日**が**配当基準日**の翌日（同日含む。）から当該**配当基準日**を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該**配当基準日**を基準日とする剰余金の

配当は行われぬものとみなして**累積未払配当金**相当額を計算する。なお、円位未満は切り捨てる。

(2) 分配可能額が不足する場合の按分取得

金銭対価取得請求がなされた日における分配可能額が不足する場合には、取得すべき**種類株式**は、**金銭対価取得請求**がなされた**種類株式**の払込金額相当額の総額（**種類株式**ごとの発行済株式総数に払込金額相当額を乗じて得られる額をいう。以下同じ。）に応じて、按分比例の方法による。

7 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭対価取得条項

当社は、2029年9月1日以降いつでも、取締役会の決議で定める取得日（以下「**金銭対価取得日**」という。）をもって、**種類株主**及び**種類登録株式質権者**の意思にかかわらず、**種類株式**の全部又は一部を、**種類株式**1株につき、払込金額相当額に、**累積未払配当金**相当額及び**優先配当金**の額を取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から**金銭対価取得日**（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満は切り捨てる。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、**金銭対価取得日**が**配当基準日**の翌日（同日含む。）から当該**配当基準日**を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該**配当基準日**を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして**累積未払配当金**相当額を計算する。

(2) 取得する株式の決定方法等

本項に基づき**種類株式**の全部又は一部を取得するときは、当社は、AないしK**種類株式**のすべて種類の**種類株式**（当該種類の**種類株式**の発行済株式数から自己株式数を控除した数がゼロとなる種類の**種類株式**を除く。）を取得するものとする。ただし、ある種類の**種類株式**を有する**種類株主**の全員の同意を得た場合は、当社は、当該種類の**種類株式**を取得しないことができる。

(3) 一部取得の場合の取得する株式の決定方法等

種類株式の一部を取得するときは、取得する株式の決定方法は、各種の**種類株主**が保有する**種類株式**の払込金額相当額の総額に応じて、按分比例の方法による。

8 株式の併合又は分割、募集株式の割当を受ける権利等

(1) 当社は、**種類株式**について株式の併合又は分割を行わない。

(2) 当社は、**種類株主**に対して、株式の無償割当又は新株予約権の無償割当は行わない。

(3) 当社は、**種類株主**に対して、募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。

9 優先順位

- (1) 各種の**種類株式の優先配当金**、各種の**種類株式の累積未払配当金**相当額及び**普通株主又は普通登録株式質権者**に対する剰余金の配当の支払順位は、各種の**種類株式の累積未払配当金**相当額が第1順位（それらの間では同順位）、各種の**種類株式の優先配当金**が第2順位（それらの間では同順位）、**普通株主又は普通登録株式質権者**に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) 各種の**種類株式**及び普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、各種の**種類株式**に係る剰余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、普通株式に係る剰余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う。

別紙 3 (本定款変更①の内容)

変更前	変更後
<p>(株式の<u>併合</u>または分割、募集株式の割当を受ける権利等)</p> <p>第11条の5 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式について株式の<u>併合</u>または分割を行わない。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>(株式の分割、募集株式の割当を受ける権利等)</p> <p>第11条の5 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式について株式の分割を行わない。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p>

別紙 4 (本定款変更②の内容)

現行定款	変更案
第1章 総則 (条文省略)	第1章 総則 (現行どおり)
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、64,066,860株とし、当社が発行することができる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式 61,066,860株 A種類株式 300,000株 B種類株式 300,000株 C種類株式 300,000株 D種類株式 300,000株 E種類株式 300,000株 F種類株式 300,000株 G種類株式 300,000株 H種類株式 300,000株 I種類株式 300,000株 J種類株式 300,000株	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>56,028,772株</u> とし、当社が発行することができる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>56,018,860株</u> A種類株式 <u>800株</u> B種類株式 <u>800株</u> C種類株式 <u>800株</u> D種類株式 <u>800株</u> E種類株式 <u>800株</u> F種類株式 <u>800株</u> G種類株式 <u>800株</u> H種類株式 <u>800株</u> I種類株式 <u>800株</u> J種類株式 <u>848株</u> K種類株式 <u>1,864株</u>
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式につき100株、各種類株式につき1株</u> とする。
第9条～第11条 (条文省略)	第9条～第11条 (現行どおり)
第2章の2 種類株式	第2章の2 種類株式

(優先配当金)

第11条の2 当社は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された種類株式(第12条の2から第12条の9に定める各種の種類株式を指す。以下同じ。)を有する株主(以下「種類株主」という。)または種類株式の登録株式質権者(以下「種類登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、以下の算式により算出される金額(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当をしたときは、その額を控除した額とする。

種類株式1株当たりの優先配当金の額は、当該種類株式1株当たりの払込金額(348円)に対し、下記の年率(以下「優先配当年率」という。)を乗じて算出された金額とする。優先配当金の額は、円単位未満小数第4位を四捨五入する。

優先配当年率は平成20年12月1日以降次の年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各事業年度について、下記算式により算出される年率とする。

$$\text{優先配当年率} = \text{日本円TIBOR (6ヶ月物)} + 0.5\%$$

優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成21年9月1日以降の毎年9月1日とする。当日が銀行休業日の場合は、前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR」は、平成20年12月1日または各年率修正日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成20年12月1日または各年率修正日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月

(優先配当金)

第11条の2 当社は、第42条に定める剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された種類株式(AないしK種類株式を指し、以下総称して「種類株式」という。)を有する株主(以下「種類株主」という。)または種類株式の登録株式質権者(以下「種類登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、種類株式1株につき、種類株式1株の払込金額相当額(AないしJ種種類株式については348,000円を、K種類株式については10,000,000円をいう。以下同じ。)に、年率0.1%を乗じて算出される金額(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当をしたときは、その額を控除した額とする。なお、円位未満は切り捨てる。

2. 2019年9月1日以降に開始する事業年度において種類株主または種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部または全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払配当金」という。)については、普通株主または普通登録株式質権者および種類株主または種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主または種類登録株式質権者に支払う。

3. 種類株主または種類登録株式質権者に対しては、第1項を超えて配当は行わない。

物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

2. 各種の種類株式の剰余金の配当順位は同順位とする。
3. 当社は、ある事業年度において種類株主または種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部または全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「種類株式累積未払配当金」という。)については、普通株主または普通登録株式質権者および種類株主または種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主または種類登録株式質権者に支払う。
4. 種類株主または種類登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

<p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の3 種類株主または種類登録株式質権者に対しては、残余財産の分配は行わない。</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の3 <u>残余財産の分配をするときは、種類株主または種類登録株式質権者に対し、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額および優先配当金の額を分配日の属する事業年度の初日（同日含む。）から分配日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額を加算した額を支払う。ただし、残余財産の分配が行われる日が配当基準日の翌日（同日含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。</u></p> <p>2. <u>種類株主または種類登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
<p>第11条の4 種類株主は、<u>当会社株主総会</u>における議決権を有しない。</p>	<p>第11条の4 種類株主は、株主総会における議決権を有しない。</p>
<p>(株式の併合または分割、募集株式の割当を受ける権利等)</p> <p>第11条の5 当会社は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式</u>について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2. 当会社は、種類株主に対し、株式の無償割当または新株予約権の無償割当は行わない。</p> <p>3. 当会社は、種類株主に対し、募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。</p>	<p>(株式の併合または分割、募集株式の割当を受ける権利等)</p> <p>第11条の5 当会社は、種類株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2. 当会社は、種類株主に対して、株式の無償割当または新株予約権の無償割当は行わない。</p> <p>3. 当会社は、種類株主に対して、募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。</p>
<p>(株式の譲渡制限)</p> <p>第11条の6 <u>当会社</u>の種類株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p>	<p>(株式の譲渡制限)</p> <p>第11条の6 種類株式を譲渡するには、<u>当会社</u>の取締役会の承認を受けなければならない。</p>
<p>(取得条項)</p> <p>第11条の7 当会社は、種類株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「取得日」という。）をもって、種類株主および種類登録株式質権者の意思にかかわらず、いつでも種類株式の全部または一部を、種類株式の払込金額に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに取得することができる。当会社が種類株式のうち一部を取得す</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第11条の7 当会社は、2029年9月1日以降いつでも、取締役会の決議で定める取得日（以下「金銭対価取得日」という。）をもって、種類株主および種類登録株式質権者の意思にかかわらず、種類株式の全部または一部を、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額および優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から金銭対価取得日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満は切り捨てる。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、金銭対価取得日が配当基</p>

<p>ることとするときは、取得する株式の決定方法は、種類株式の発行に際し取締役会の決議で定める。</p>	<p><u>準日の翌日（同日含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われたいものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。</u></p> <p>2. <u>本条に基づき種類株式の全部または一部を取得するときは、当社は、AないしK種類株式のすべて種類の種類株式（当該種類の種類株式の発行済株式数から自己株式数を控除した数がゼロとなる種類の種類株式を除く。）を取得するものとする。ただし、ある種類の種類株式を有する種類株主の全員の同意を得た場合は、当社は、当該種類の種類株式を取得しないことができる。</u></p> <p>3. <u>種類株式の一部を取得するときは、取得する株式の決定方法は、各種の種類株主が保有する種類株式の払込金額相当額の総額に応じて、按分比例の方法による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第11条の8 種類株主は、2020年7月1日以降いつでも、当社に対して、種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式を取得するのと引換えに、種類株主が取得の請求をした種類株式の払込金額相当額の総額を、取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、端数は切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p>2. <u>取得価額は、当初128円とする。</u></p> <p>3. <u>以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。なお、円位未満は切り捨てる。</u></p> <p>① <u>普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</u></p> <p><u>調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×</u> <u>分割前発行済普通株式数</u> <u>分割後発行済普通株式数</u></p> <p>② <u>普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の</u></p>

算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③ 下記5項に定める普通株式1株あたりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式により取得価額を調整する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式数」は「処分する当社が保有する普通株式数」、「当社が保有する普通株式数」は「処分前において当社が保有する普通株式数」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×
$$\frac{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式数）} + \text{新たに発行する普通株式数}}$$

4. 第3項に掲げた事由によるほか、以下①ないし③のいずれかに該当する場合には、当社は種類株主または種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

①合併、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき

②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

③その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によ

	<p>って取得価額の調整を必要とするとき</p> <p>5. <u>取得価額の調整に際して使用する普通株式1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表するVWAPの平均値とする。</u></p>
<p>(対価を金銭とする取得請求権)</p> <p>第11条の8 種類株主は当会社に対して、対価を金銭（以下、種類株式の全部または一部を取得し、これと引換えに金銭を交付することを「償還」という。）として、第2項に定める期間において、当会社の前事業年度の分配可能額の二分の一相当額を、償還請求のあった日が属する事業年度における償還の上限として、種類株主の有する種類株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該償還請求のあった日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い償還手続きを行うものとする。</p> <p>2. 種類株主が当会社に対して、前項に定める請求をすることができる期間は、次のとおりとする。</p> <p>A 種類株式 平成25年12月1日以降 B 種類株式 平成26年12月1日以降 C 種類株式 平成27年12月1日以降 D 種類株式 平成28年12月1日以降 E 種類株式 平成29年12月1日以降 F 種類株式 平成30年12月1日以降 G 種類株式 平成31年12月1日以降 H 種類株式 平成32年12月1日以降 I 種類株式 平成33年12月1日以降 J 種類株式 平成34年12月1日以降</p> <p>3. 当会社は、償還の対価として、種類株式の払込金額（348円）に優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日（同日含む。）から償還日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額ならびに種類株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した金銭を交付する。</p>	<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第11条の9 種類株主は、<u>2030年以降毎年1月15日（ただし、該当日が休日である場合には翌営業日）に、当会社に対して、種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、種類株主が取得の請求をした種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額および優先配当金の額を金銭対価取得請求がなされた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）の属する事業年度の初日（同日含む。）から金銭対価取得請求日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、金銭対価取得請求日が配当基準日の翌日（同日含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。なお、円位未満は切り捨てる。</u></p> <p>2. <u>金銭対価取得請求がなされた日における分配可能額が不足する場合には、取得すべき種類株式は、金銭対価取得請求がなされた種類株式の払込金額相当額の総額（種類株式ごとの発行済株式総数に払込金額相当額を乗じて得られる額をいう。以下同じ。）に応じて、按分比例の方法による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(優先順位)</p> <p>第11条の10 各種の種類株式の優先配当金、各種の種類株式の累積未払配当金相当額および普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当の支払順位は、各種の種類株式の累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、各種の種類株式の優先配当金</p>

	<p>が第2順位（それらの間では同順位）、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当が第3順位とする。</p> <p>2. 各種の種類株式および普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、各種の種類株式に係る剰余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、普通株式に係る剰余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>3. 剰余金の配当または剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当または剰余財産の分配を行う。</p>
第11条の9（条文省略）	第11条の11（現行どおり）
第3章～第7章（条文省略）	第3章～第7章（現行どおり）